

西宮市第1次救急医療事業実施要綱

(趣旨)

第1条 西宮市は、一般社団法人西宮市医師会（以下「医師会」という。）その他の関係団体と協力して、在宅当番医制による休日および毎日夜間等の初期救急患者の医療（以下「第1次救急医療事業」という。）を確保する。

(実施地域)

第2条 第1次救急医療事業は、西宮市域を実施地域とする。

(実施体制)

第3条 第1次救急医療事業は、第1次救急医療事業を行うのに必要な診療部門および従事者を確保した医療機関において実施する。

(実施日、実施時間)

第4条 第1次救急医療事業の実施日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日ならびに12月29日から1月3日までの昼間および土曜日の午後と毎日の夜間とする。

2 前項に規定する昼間の時間は午前8時から午後6時までとし、土曜日の午後は正午（昼の12時）から午後6時まで、夜間の時間は午後6時から翌日の午前8時までとする。

(実施方法)

第5条 第1次救急医療事業は、医師会に委託して実施する。

2 当番数および診療科目は、医師会と協議のうえ決定する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、第1次救急医療事業の実施に必要な事項は、医師会と協議のうえ決定する。

付 則

この要綱は、平成7年4月1日から実施する。

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。